

公立大学法人下関市立大学職員倫理規程第4条に定める職員の遵守すべき事項

平成25年3月29日 理事長決裁

公立大学法人下関市立大学に勤務する全ての職員（以下「職員」という。）は、自主性・自律性を尊重されるべき大学の職員としての誇りを持ち、下関市立大学（以下「本学」という。）の3つの理念と目的に基づくその使命を自覚し、公立大学法人下関市立大学職員倫理規程第3条に掲げる職員が遵守すべき職務に係る倫理原則とともに、以下の事項を遵守しなければならない。

1 一般的事項

- (1) 職員は、下関市民、本学の学生及びその保護者、入学志願者及びその保護者並びに取引業者（以下「利害関係者」という。）の信頼を得るために、法令及び法人諸規程（以下「法令等」という。）並びに社会規範を遵守し、全力で職務を遂行しなければならない。
- (2) 職員は、その職務に係る倫理を保持しなければならない。
- (3) 職員は、常に公平・公正な職務の執行に当たらなければならない。
- (4) 職員は、職務上知り得た情報について一部の者に対してのみ有利な取扱いをするなど、利害関係者に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。
- (5) 職員は、常に公私の別を明らかにし、その職務や地位を私的利益のために用いてはならない。
- (6) 職員は、法令等により与えられた権限の行使の対象となる者からの贈与等を受け取るなど、利害関係者の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。
- (7) 職員は、勤務時間外においても、自らの行動が職務の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならない。

2 基本的人権の尊重に関する事項

- (1) 職員は、人種、信条、性別、社会的身分又は門地による差別的扱い、アカデミック・ハラスメント、性暴力、ストーカー行為等他の職員及び学生等を不快にさせる言動を行ってはならない。
- (2) 職員は、日常の教育活動や執務を通じてハラスメントの防止及び解決に努めなければならない。

3 利害関係者との関係に関する事項

- (1) 職員は、利害関係者から金銭、物品（中元、歳暮、せん別、祝儀、香典、供花その他これらに類するものとしてなされるものを含む。）又は不動産（以下「金品等」という。）の贈与を受けてはならない。

- (2) 職員は、利害関係者から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けにあつては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けてはならない。
- (3) 職員は、利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けてはならない。
- (4) 職員は、利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けてはならない。
- (5) 職員は、利害関係者から未公開株式（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第67条の11第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。）を譲り受けてはならない。
- (6) 職員は、利害関係者から供応接待を受けてはならない。
- (7) 職員は、利害関係者と共に遊技又はゴルフをしてはならない。
- (8) 職員は、利害関係者と共に旅行（職務のための旅行を除く。）を行ってはならない。
- (9) 職員は、利害関係者をして、第三者に対し(1)から(8)までに掲げる行つてはならないこととされている行為をさせようとしてはならない。

4 教育・研究活動に関する事項

- (1) 教員（職員のうち、主として教育及び研究に従事する者をいう。以下同じ。）が行う履修科目の評価等は、単位認定、卒業判定及び学位審査に直結するものであることから、教員は、利害関係者から金品等の贈与を受けてはならない。
- (2) 教員は、社会に対し研究成果を積極的に公開・説明することにより、広く社会への還元を努めなければならない。
- (3) 教員は、本学の教員としての責務と個人的な利益、あるいは本学における責務と本学以外における責務との衝突、相反に十分に留意し、公共性と中立性を維持しながら、社会との連携活動の推進に努めなければならない。
- (4) 教員は、法令等を遵守し、公的研究費を適正に運用しなければならない。

5 禁止行為の例外

職員は、利害関係者のうち職員の身分にかかわらない私的な関係がある者からその金額が通常の社交儀礼の範囲内にあると認められる金品等を受け取る場合、職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から茶菓の提供を受ける場合など、その行為が公平・公正な職務の執行に対する利害関係者の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、3の(1)から(8)まで及び4の(1)に掲げる行為を行うことができるものとする。